各県立学校長 様 各教育機関の長 様 各教育事務所長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザに関する修学旅行、部活動の遠征等の対応に ついて(通知)

標記について、平成21年5月18日付け事務連絡により、当面の間、関西方面への修学旅行、部活動の遠征等を延期又は中止するよう指示したところですが、今後は、下記により対応していただきますようお知らせします。

記

1. 関西方面への修学旅行、部活動の遠征等の取り扱い

以下に掲げた理由から、延期又は中止の指示を解除します。

ただし、現在も少数ながら新たな感染者が発生している地域が含まれていることから、修学旅行、部活動の遠征等の実施に当たっては、手洗い、うがいの励行等の感染予防策を徹底するとともに、児童生徒の健康観察に十分留意してください。

【解除の理由】

- ① 国立感染症研究所が6月5日発表した「新型インフルエンザA(H1N1)の流行状況-更新9」による疫学調査の暫定報告において、神戸市(一部兵庫県を含む)及び大阪府における流行は、5月16日又は17日付近をピークに減少傾向となり、集団発生は終息傾向にあると考えられる。ただし、引き続き注意深い監視と対応が必要である、との科学的知見が示されたこと。
- ② 厚生労働省が6月8日発表した「患者や濃厚接触者が活動した地域等」【更新 第2報】において、大阪府に対し、感染拡大防止策を講じた結果、状況が落ち着 いたとの判断が示されたこと。

2. その他の地域への修学旅行、部活動の遠征等の取り扱い

その他の地域においては、学校内で集団感染が発生した事例など国内各地で散発的に感染が発生していますが、現時点で「蔓延状態」にまで至った地域は認められないことから、修学旅行、部活動の遠征等の自粛要請は行わないこととします。

ただし、その実施に当たっては、手洗い、うがいの励行等の感染予防策を徹底するとともに、児童生徒の健康観察に十分留意してください。

なお、感染が発生した地域の情報については、島根県教育委員会ホームページで も逐次更新していきますので、情報収集に十分に御留意ください。 各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザに関する修学旅行、部活動の遠征等の対応に ついて(通知)

標記について、平成21年5月18日付け事務連絡により、当面の間、関西 方面への修学旅行、部活動の遠征等を延期又は中止するよう要請したところで すが、今後は、下記により対応していただきますようお知らせします。

記

1. 関西方面への修学旅行、部活動の遠征等の取り扱い

以下に掲げた理由から、延期又は中止の要請を解除します。

ただし、現在も少数ながら新たな感染者が発生している地域が含まれていることから、修学旅行、部活動の遠征等の実施に当たっては、手洗い、うがいの励行等の感染予防策を徹底するとともに、児童生徒の健康観察に十分留意してください。

【解除の理由】

- ① 国立感染症研究所が6月5日発表した「新型インフルエンザA(H1N1)の流行状況-更新9」による疫学調査の暫定報告において、神戸市(一部兵庫県を含む)及び大阪府における流行は、5月16日又は17日付近をピークに減少傾向となり、集団発生は終息傾向にあると考えられる。ただし、引き続き注意深い監視と対応が必要である、との科学的知見が示されたこと。
- ② 厚生労働省が6月8日発表した「患者や濃厚接触者が活動した地域等」【更新 第2報】において、大阪府に対し、感染拡大防止策を講じた結果、状況が落ち着 いたとの判断が示されたこと。

2. その他の地域への修学旅行、部活動の遠征等の取り扱い

その他の地域においては、学校内で集団感染が発生した事例など国内各地で散発的に感染が発生していますが、現時点で「蔓延状態」にまで至った地域は認められないことから、修学旅行、部活動の遠征等の自粛要請は行わないこととします。

ただし、その実施に当たっては、手洗い、うがいの励行等の感染予防策を徹底するとともに、児童生徒の健康観察に十分留意してください。

なお、感染が発生した地域の情報については、島根県教育委員会ホームページで も逐次更新していきますので、情報収集に十分に御留意ください。